

議案第17号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、これらの規定に基づく事務に係る手数料の額を改定するとともに、料金区分を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の82の項中「建築基準法第6条の3第1項ただし書」を「同法第6条の3第1項ただし書」に、「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下」を「審査又は建築物の計画（同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これらを」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表の87の項中「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の90の項額の欄第1号中「9,900円」を「12,000円」に改め、同欄第2号中「11,000円」を「16,000円」に改め、同欄第3号中「15,000円」を「23,000円」に改め、同欄第4号中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の95の2の項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「13,000円」に、「14,000円」を「21,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に改め、同表の95の8の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「11,000円」を「15,000円」に、「12,000円」を「17,000円」に、「16,000円」を「25,000円」に、「23,000円」を「31,000円」に改め、同表の95の9の項及び95の10の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の95の11の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同項額の欄第1号中「9,900円」を「12,000円」に改め、同欄第2号中「11,000円」を「16,000円」に改め、同欄第3号中「15,000円」を「23,000円」に改め、同欄第4号中「21,000円」を「29,000円」に改め、同表の95の12の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の95の13の項か

ら95の15の項までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の95の16の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の138の項中「第19条の10の5第12項第1号ロ」を「第19条の10の5第14項第1号ロ」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期			
第1 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 (平 成2 4年 法律 第8 4号) 第5 4条 第1 項の 規定 に基 づく 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物については別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		認定申請のとき。		
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		5,800円	
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円
				ロ 非住宅部分（基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
				当該部分の床面積の合計が300平方メ	19,500円

			一トール以上1,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円	
2 1以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）に規定する基準をいう。以下同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円	
			仕様・計算併用法（住宅部分の基準省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を基準	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円	

		省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び第2の項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。)による場合		
		標準計算法（基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び第2の項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
			当該部分の床面積の	100,000円

		合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
ロ	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ(1)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルのもの	171,000円

<p>の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合</p>	<p>方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	
	<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>276,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>361,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの</p>	<p>434,000円</p>
<p>標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。）による場合</p>	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>266,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>334,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>431,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>615,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>758,000円</p>
	<p>当該部分の床面積の合計が10,000</p>	<p>896,000円</p>

				平方メートルのもの		
第2 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第5 5条 第1 項の 規定 に基 づく 低炭 素建 築物 新築 等計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する 審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）				変更認定 申請のと き。	
	1 申請 に併 せて 適合 性確 認機 関が 作成 した 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第5 4条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して いる こと を示 す書 類が 提出 され た場 合	(1) 一戸建て住宅			4, 100円	
		(2) (1)以 外の建 築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満の もの	8, 000円	
				当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上2, 000平方メー トル未満のもの	16, 700円	
				当該部分の床面積 の合計が2, 00 0平方メートル以 上5, 000平方 メートル未満のも の	37, 000円	
				当該部分の床面積 の合計が5, 00 0平方メートル以 上10, 000平方 メートル未満の もの	66, 500円	
				当該部分の床面積 の合計が10, 0 00平方メー トルの もの	83, 500円	
		ロ 非住宅部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満の もの	8, 000円		
			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上1, 000平方メー トル未満のもの	13, 800円		
			当該部分の床面積 の合計が1, 00 0平方メートル以 上2, 000平方	22, 200円		



			メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円	
2 1 以外の場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円		
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円		
	(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,	46,500円

	000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円
仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	213,000円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以	161,000円

		上5,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
ロ 非住宅部分	モデル建物 法による場 合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			当該部分の床面積

				の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	627,000円

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、戸の数が1である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、第1の項1の(1)若しくは2の(1)又は第2の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。

別表第3（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期		
第1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料 建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準の審査手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		確認申請又は計画通知のとき。	
	1 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		2,500円
		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの		4,700円
		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		7,800円
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		9,400円
2 1以外の	当該部分の床面積の合計が30平方メートル	4,300円		

建築物省エネ法』という。) 第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定に基づく審査(同法第11条に規定する特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに	住宅	以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円
		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円
		当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	68,900円		

該当する場合に限る。)						
第2 建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				計画提出又は計画通知のとき。	
	1 計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅				5,800円
		(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,800円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		52,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		94,700円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの		119,000円
				ロ 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ		19,500円				

			メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
2 1以外の建築物	(1) 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円
		仕様・計算併用法 (住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(一)若しくは第10条第2号ロ(一)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円

		第1条第1項第2号イ(-)若しくは第10条第2号イ(-)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。)による場合		
		標準計算法(基準省令第1条第1項第2号イ(-)及びロ(-)により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ(-)及びロ(-)の基準により評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円
(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
		仕様・計算併用法によ	当該部分の床面積の合計が	59,800円



	る場合	300平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
標準計算法による場合	る場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平	329,000円

		方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
ロ	非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	188,000円
ハ ロ 以 外	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満の	102,000円

の 非 住 宅 部 分 の 場 合	に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。)による場合	もの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
	標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000	431,000円

				平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	896,000円
第3 建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額				変更計画提出又は変更計画通知のとき。
	1 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅			4,100円
		(2) イ 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		(1) 以外の建築物		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円

性判定			0平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル未満のもの	83,500円	
		ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	132,000円	
	2 1以外の建築物		(1) 一戸建て	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの

住宅		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円	
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		31,500円		
(2) (1)以外の建築物	イ 住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000円

仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円

		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
ロ	非住宅部分の用途が工場等みの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
		ハ	モデル建物



ロ以外の非住宅部分の場合	法による場合	面積の合計が300平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
		当該部分の床面積の合計が	301,000円

				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	627,000円
第4 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				認定申請のとき。
	1 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅			5,800円
		(2) イ 住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
		(1) 以外の建築物		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	52,800円

	未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000円
ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以	149,000円

			上10,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000円	
2-1以外の 場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200円	
		仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200円	
	標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円		
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円		
	(2) (1)以外	イ 住宅部	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円

の 建 築 物	分	もの	
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,0	304,000円

		00平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000円
ロ 非 住 宅	モデル建物による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円

				もの	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,	334,000円

				000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000円
第5 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>				変更認定申請のとき。
	1 申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合している	(1) 一戸建て住宅			4,100円
		(2) イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8,000円
		(1) 以外			



費性 能向 上計 画の 変更 の認 定の 申請 に対 する 審査	ことを示す書 類として区長 が定めるもの が提出された 場合	の建 築物	もの		
			当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満の もの	16,700円	
			当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートル以 上5,000 平方メートル 未満のもの	37,000円	
			当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートル以 上10,00 0平方メー トル未満のもの	66,500円	
			当該部分の床 面積の合計が 10,000 平方メートル 以上25,0 00平方メー トル未満のも の	83,500円	
			当該部分の床 面積の合計が 25,000 平方メートル 以上のもの	103,000円	
			ロ 非住宅部分	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル未満の もの	8,000円
				当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以上1, 000平方メ ートル未満の もの	13,800円
				当該部分の床 面積の合計が 1,000平 方メートル以	22,200円

			上2,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000円
2-1以外の 場合	(1) 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
	仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	

		標準計算法による 場合	当該住宅の床 面積の合計が 200平方メ ートル未満の もの	28,300円	
			当該住宅の床 面積の合計が 200平方メ ートル以上の もの	31,500円	
(2)	イ 住宅部 分	誘導仕様基 準による場 合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル未満の もの	26,800円	
(1)			以外の建 築物	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満の もの	46,500円
				当該部分の床 面積の合計が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未 満のもの	84,800円
				当該部分の床 面積の合計が 5,000平方 メートル以上 のもの	127,000円
		仕様・計算 併用法によ る場合		当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル未満の もの	42,000円
				当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満の もの	70,500円
				当該部分の床 面積の合計が 2,000平方 メートル以	122,000円

	上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円
標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
	当該部分の床面積の合計が	273,000円

		10,000 平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000円
ロ 非住宅部分	モデル建物 法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000円

				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円

第6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関することを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関することを証する書面の交付申請手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に関することを証する書面の交付申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			交付申請のとき。	
	1 軽微な変更に関する証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更に関する示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建て住宅			4, 100円
	(2) (1) 以外の建築物	イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		8, 000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16, 700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		37, 000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		66, 500円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの		83, 500円
	ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8, 000円		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13, 800円		
		当該部分の床面積の合計が	22, 200円		

			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
2 1 以外の 場合	(1) 一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円
	仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100円	
		当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円	
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300円	
		当該部分の床	31,500円	



			面積の合計が 200平方メ ートル以上の もの		
(2) (1) 以外 の 建 築 物	イ 住 宅 部 分	仕様基準又 は誘導仕様 基準による 場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル未満の もの	26,800円	
			当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満の もの	46,500円	
			当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートル以 上5,000 平方メートル 未満のもの	84,800円	
			当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートル以 上のもの	127,000円	
		仕様・計算 併用法によ る場合		当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル未満の もの	42,000円
				当該部分の床 面積の合計が 300平方メ ートル以上2, 000平方メ ートル未満の もの	70,500円
				当該部分の床 面積の合計が 2,000平 方メートル以 上5,000 平方メートル 未満のもの	122,000円
				当該部分の床 面積の合計が 5,000平 方メートル以 上のもの	179,000円

		上10,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	213,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円
	ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円

		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	132,000円
ハ ロ 以 外 の 非 住 宅 部 分 の 場 合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000円

				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	304,000円
			標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円

備考

- 1 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる

- 方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
  - 3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。
  - 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算定した額とする。
  - 5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。
  - 6 増築又は改築の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。
  - 7 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。
  - 8 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第4の項に掲げる手数料の額と同額とする。
  - 9 他の建築物について、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の項1に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。
  - 10 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第3の項1に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。
  - 11 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
  - 12 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
  - 13 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、第2の項1の(1)若しくは2の(1)、第3の項1の(1)若しくは2の(1)、第4の項1の(1)若しくは2の(1)、第5の項1の(1)若しくは2の(1)又は第6の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。
  - 14 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、第2の項2の(2)のロ、第3の項2の(2)のロ又は第6の項2の(2)のロに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の95の2の項の

改正規定（同項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める部分に限る。）、同表の95の8の項の改正規定（同項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）、同表の95の9の項及び95の10の項の改正規定、同表の95の11の項の改正規定（同項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）並びに同表の95の12の項から95の16の項までの改正規定は、公布の日から施行する。